

令和7年4月1日告示第198号

1 目的及び交付

市長は、本市へのU・Iターン就職を促進するため、大学生等が市内企業等への就職を目的として行う就職活動等の交通費及び宿泊費に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校、職業能力開発校、職業開発短期大学校又は職業能力開発大学校に在籍する学生であって、市外に居住するものをいう。
- (2) 市内企業等 市内に事業所等を開設し、又は開設する予定がある企業及び鶴岡市立荘内病院をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場その他の事業活動が行われている場所をいう。
- (4) 就職活動等 市内企業等が大学生等を採用するために実施する企業等説明会（合同企業説明会を含む。）、企業等見学会、採用試験又はインターンシップで、令和7年4月1日から令和8年3月20日までの間に実施されるものに参加することをいう。
- (5) インターンシップ 大学生等が市内企業等の事業所等において行う就業体験等をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、就職活動等を行う大学生等とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、居住地と就職活動等を行う場所との往復の交通費（公共交通機関に限る。）及び宿泊費（食事代を除く。）とし、1往復を限度とする。ただし、鶴岡市立荘内病院看護師又は同病院助産師以外の公務員に係る就職活動等を除く。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額から企業等による同種の助成金の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数がある時は、これを切り捨てる。）以内の額とし、3万円を限度とする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、令和8年3月31日までに、令和7年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の添付を省略することができる。

- (1) 令和7年度鶴岡市U・Iターン就職活動交通費等支援補助金就職活動証明書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払を証明できるもの
- (3) 学生証の写し又は在学証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の額の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、前項の交付申請書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

8 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期限は、令和12年度の末日とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。